従業者の員数を示す書類

〇提出が必要な方

　　飼養施設を持ち、犬又は猫の取扱いがあり、以下の基準の定めにより２名以上の常勤職員を置く必要がある方。

〇基準の概要

犬猫の飼養保管に従事する常勤職員が取扱うことのできる頭数の上限は、1人当たり犬については20頭（うち繁殖犬は15頭）まで、1人当たり猫については30頭（うち繁殖猫は25頭）までとする。

※犬猫双方を同時に取扱う場合は裏面の表をご確認ください。

常勤職員が勤務すべき時間数

ここでいう「常勤」に該当するかどうかは、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。

員数を算出する場合に用いる「常勤職員が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である週40時間とする。これは、適切な飼養管理の為に必要な人員を配置するという員数規定の趣旨を踏まえつつ、規制全体の公平性を保ち、効率的な管理を行うため週単位で考えるものとする。

　　常勤以外の職員

　　　週40時間未満の労働形態である「常勤以外の職員」を員数の算出上どのように組み込むかについては、該当する職員それぞれの勤務延時間数の総数（週単位）を「常勤の職員が勤務すべき時間数」（40時間）で割った数値を員数として換算する。これを「常勤換算」と呼ぶ。なお、「常勤換算」を行った際の数値に整数未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数値を員数とする。

　　職員１人当たりの頭数の考え方

この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。子犬・子猫については、親と離した時点で1人当たりの飼養保管頭数に含まれる。

繁殖の用に供することをやめ、販売の用に供さない犬猫（繁殖引退犬猫）の頭数は、業として扱うものではないことから、1人当たりの飼養保管頭数には含まれない。

〇書類の準備方法（確認後返却いたします）

　　開業後予定している職員の勤務状態がわかる書類を、「従業員の員数を示す書類（飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表）」に書き込んで持参してください。

勤務シフト表などにより確認書類に代える事ができますが、職員の氏名と労働時間（日単位）が確認できるものに限ります。

犬猫双方を同時に取扱う場合の、常勤職員１人当たりの頭数の上限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 犬の頭数 | | 猫の頭数 | |
|  | うち  繁殖頭数 |  | うち  繁殖頭数 |
| 1 | 1 | 29 | 24 |
| 28 | 23 |
| 2 | 2 | 27 |
| 3 | 26 | 22 |
| 25 | 21 |
| 4 | 3 | 24 | 20 |
| 5 | 4 | 23 | 19 |
| 22 | 18 |
| 6 | 5 | 21 |
| 7 | 20 | 17 |
| 19 | 16 |
| 8 | 6 | 18 | 15 |
| 9 | 7 | 17 | 14 |
| 16 | 13 |
| 10 | 8 | 15 |
| 11 | 14 | 12 |
| 13 | 11 |
| 12 | 9 | 12 | 10 |
| 13 | 10 | 11 | 9 |
| 10 | 8 |
| 14 | 11 | 9 |
| 15 | 8 | 7 |
| 7 | 6 |
| 16 | 12 | 6 | 5 |
| 17 | 13 | 5 | 4 |
| 4 | 3 |
| 18 | 14 | 3 |
| 19 | 2 | 2 |
| 1 | 1 |